

第27回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度5月第27回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時31分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は推進委員「嶋田実子」委員より欠席の連絡をうけております。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号1番「横田智恵美」委員、2番「根岸富夫」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして日程3、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届け出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

9番権田委員

はい。

議長

はい。権田委員。

9番権田委員

9番権田です。現在八和田地区は県道拡幅の工事をしてしていますが、その工事のための現場事務所が農地に設置されています。それについて一時転用の申請などは出ているのでしょうか。もしくは特例的に申請を出さなくていいのであれば教えてください。

第27回定期総会議事録

議長 事務局いかがでしょうか。

事務局 事務局です。八和田は調整区域ですので、一時転用であっても申請し県の許可を必要としますので、事務所の場所含め、事務局で確認をさせていただきます。

9番権田委員 よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。ほかにありますか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして令和3年度5月第27回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後1時44分です。